

重要事項説明書

(居宅介護支援事業所)

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人社団 協友会

指定居宅介護支援事業所 ケアセンター八潮

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1、業務の目的及び運営方針

(1) 目的

介護保険法第一条(目的)に基づき要介護状態になっても、利用者が尊厳を保持しその有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来る様支援致します。

(2) 方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた日常生活を営む事が出来る様支援を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。

2、事業者の概要

名称	医療法人社団 協友会
所在地	(住所) 埼玉県吉川市大字平沼111番地
代表者氏名	理事長 平岡 邦彦
法令遵守責任者氏名	織田島 強
電話番号	048-982-8311
設立年月日	昭和53年7月1日

3、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話(番号) (048)994-5561 (月～金曜日 9:00～17:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 栗原 睦美

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名)指定居宅介護支援事業所 ケアセンター八潮
所在地	(住所) 八潮市鶴ヶ曾根1184番地4
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (都道府県 第1171000316号)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 八潮市

(2) 事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員)1名 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 1名

営業時間 月～金曜日 午後9時から午後5時まで

(土曜・日曜・国民の休日・12月31日～1月3日は休業)

* 24時間随時電話対応

4、居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

5、居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門相談員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けた時、その他必要と認める時は利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事や居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事が出来ます。
又、前6ヶ月間に当核指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与(以下「当核サービス事業所等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当核居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた当核サービス事業所等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業所又は地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得ます。
* 居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書【別紙 1】参照

6、利用料

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙2の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。
基本料金・加算等【別紙 2】参照

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません

7. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為従業員である時期及び従業員で無くなった場合においても、その秘密を保持すべく旨を、従業者と雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、適切に取り扱いに努めます。

8. 実習生について

当事業所は埼玉県介護支援専門員実務研修実習生受け入れ協力事業所として県に登録をしています。実習生を伴い訪問する場合は、あらかじめご利用者又はご家族からの同意をいただきます。

9. 虐待防止の為の措置

- (1) 虐待防止責任者は管理者・栗原とします。
- (2) 研修計画の策定、研修会を実施(年1回以上)します。
- (3) 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に連絡し適切な対応を致します。
- (4) 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止の為、対策の検討を行います。

10. 感染症予防及びまん延の防止の為の措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの為の委員会の開催・指針の整備・研修の実施訓練(シュミレーション)を実施致します。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡すると共に、必要な処置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談・苦情解決責任者 栗原 不在時 土屋

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

八潮市役所長寿介護課 048-996-2111

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568(苦情相談専用)

13、衛生管理等

従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行なうと共に事業所の整備及び備品について、衛生的に管理を努めるものとします。

14、その他運営に関する重要事項

(1)当事業所は、従業員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- ① 採用時研修……採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修………年1回以上
- ③ 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業員で無くなった後に置いてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- ④ 業務継続計画の策定
感染症や市外が発生した場合で有っても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講築する為、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を実施する。
- ⑤ 職場におけるハラスメント対策の為の方針の明確化等の必要な処置を講ずる。

(2)この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は医療法人協友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

要介護認定決定前に居宅介護支援の提供が行われる場合に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・サービス事業所の選定は複数の事業者より、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。また、必要に応じ選定理由のご説明をさせていただきます。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対しこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合については、自動的に終了いたします。

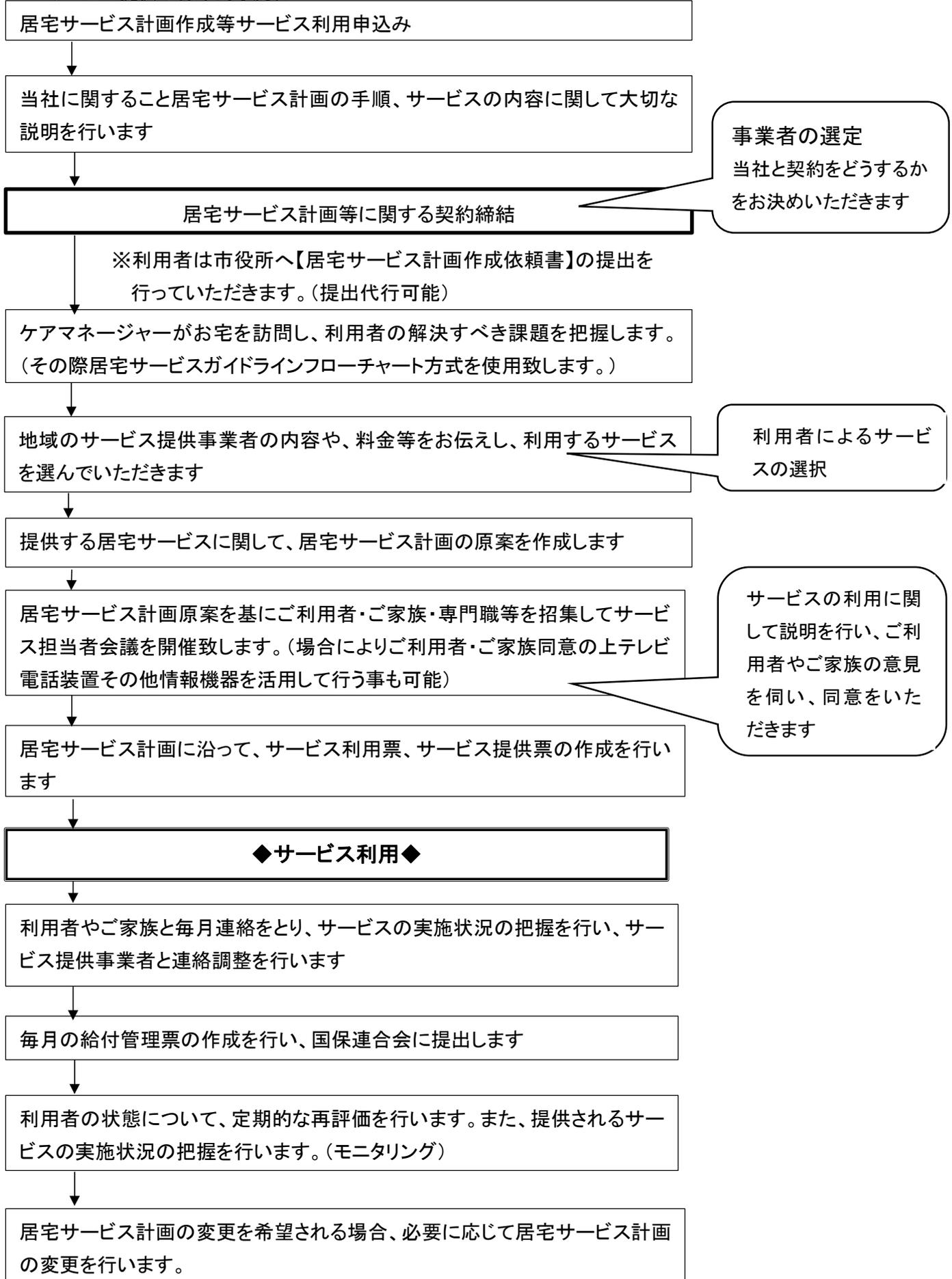
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。
- (3) 何らかの事情により認定調査が受けられなかった場合は介護認定結果が降りない為、それまでに利用されたサービスにかかる費用の全額を利用者において全額ご負担頂く事となります。

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 八潮市鶴ヶ曾根1184番地4
名称 指定居宅介護支援事業所
ケアセンター八潮
管理者（名前） 栗原睦美 印

事業所名 説明者
指定居宅介護支援事業所ケアセンター八潮 氏名 印

私は、本書面により事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

（代理人）

住所

氏名

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書 【別紙 1】

1. 前6ヶ月に当該指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画書における、訪問介護・通所介護
地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	263	件 / 740	35.5	%
通所介護	309	件 / 740	41.8	%
地域密着型通所介護	29	件 / 740	4	%
福祉用具貸与	477	件 / 740	64.5	%

2. 前6ヶ月に当該指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画書における、訪問介護・通所介護
地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ケアサポートこいずみ 41.4%	ニチイケアセンター古新田 16.7%	ファミリーケアケアステーション 12.5%
通所介護	ベストケアデイサービス八潮 39.5%	八潮ケアセンターそよ風 12.0%	ツクイ八潮デイサービス デイサービスやしお寿苑 9.1%
地域密着型通所介護	リハビリ型デイサービスレコードブック 62.1%	だんらんの家 37.9%	
福祉用具貸与	福祉ニッカ 32.1%	ライフサービス 28.5%	トーカイ 13.2%

* 記載期間：前期（3月1日～8月末日） 後期（9月1日～2月末日）
2024(令和 6)年 10月 1日 現在

令和 年 月 日

本書面により、事業所から居宅介護支援の提供に際して、上記内容について説明を受け同意しました

利用者 氏名 _____

署名代行者 氏名 _____

利用料

【別紙 2】

担当介護支援職員 氏名 _____

料金

	単位数	保険給付額	備考
要介護1・2	1086	11,620円	1ヶ月につき
要介護3・4・5	1411	15,097円	
初回加算	300	3,210円	新規ケアプランを策定した場合、及び介護区分の2段階以上変更認定を受けた場合。過去2ヶ月以上、居宅介護支援を提供しておらず居宅介護支援費が算定されていない利用者に対してケアプランを作成した場合
入院時情報提供加算(Ⅰ)	250	2,675円	(Ⅰ) 病院あるいは診療所に入院して3日以内に、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。 (Ⅱ) 4日以上7日以内に行った場合
入院時情報提供加算(Ⅱ)	200	2,140円	
退院・退所加算 入院又入所中1回を限定算定	(Ⅰ)イ 450 (Ⅰ)ロ 600 (Ⅱ)イ 600 (Ⅱ)ロ 750 (Ⅲ) 900	4,815円 6,420円 6,420円 8,025円 9,630円	【連携1回】カンファレンス 無 4815円 有 6420円 【連携2回】カンファレンス 無 6420円 有 8025円 【連携3回】カンファレンス 有 9630円
通院時情報連携加算	1月につき 50	535円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回限度 200	2,140円	1月に2回を限度 該当月
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280円	当該月 (Ⅰ)利用者・家族の同意を得て死亡日及び死亡前14日以内2日以上訪問した場合 (Ⅱ)主治医に助言を得て、利用者の状態・サービス変更の必要性・実施・状況等を主治医・サービス事業者へ提供した場合
特定事業所加算Ⅲ	323	3,456円	
特定事業所加算 医療介護連携加算	1月につき 125	1,337円	特定事業所加算を取得し、医療機関との連携した実績を評価して算定する (退院・退所加算における医療機関と連携した回数:35回以上/年・ターミナルケアマネジメント加算5回以上/年)

* 利用者負担額は 原則として無料です(今後介護保険法令が変更になり料金が変わった場合は介護保険法令に従います)

医療法人社団 協友会
指定居宅介護支援事業所 ケアセンター八潮

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名

印

代理人氏名

印